

【第28回1級（コンテンツ専門業務）実技試験】

Part I

問1～問2に答えなさい。

問1

株式会社X社は、世間で話題のイラストAを利用した商品開発を企画している。そこで、X社内で、イラストAの利用許諾を受けて商品を開発するために、企画検討会議を開くことになった。X社の法務部の部員の著作権に関する考え（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） イラストAの利用許諾を得るにあたり、誰が著作権を保有しているかを確認する必要があるが、著作権者が不明の場合でも、文化庁長官の裁定を受ける前に、企画検討会議でイラストAを利用することができる。
- （2） 企画検討会議の資料にイラストAを掲載することについて、著作権者の許諾は不要である。但し、著作権者の利益を不当に害するような使用はできないし、企画が実現しなかった場合には、事後的に著作権者の許諾が必要である。
- （3） 複製のみであれば、企画検討会議の資料にイラストAを掲載したとしても、著作権者の許諾は不要である。但し、社内会議の資料に掲載するためにイラストAを変形した商品案を作成することは、二次的著作物の創作になるので、著作権者の許諾が必要である。

## 【第28回1級（コンテンツ専門業務）実技試験】

### 問2

美術品の販売会社Y社は、新人の画家や彫刻家の作品を扱う会社である。Y社は、美術品を店頭だけでなくインターネットでも販売できるようにすることを検討している。Y社の法務部の部員の考え（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） Y社が取り扱う美術品について、作者名、作成年月日、美術品の種類、タイトル、テーマ等を整理したデータベースを作成したい。このデータベースは、Y社にとって重要な資料となるので、法的に保護されるものである必要があるが、データベースの体系的な構成に創作性があっても、データベースに掲載する情報の選択に創作性がなければ、著作権法上のデータベースの著作物とは認められないだろう。
- （2） 著作権法上、データベースの著作物として認められるものは、コンピュータにより検索可能となったものである。従って、Y社が作成したデータベースの情報を元に、カタログのような印刷物を作成した場合は、仮にそれが索引により検索可能であっても、データベースの著作物として認められないだろう。
- （3） Y社が販売する美術品について、商品の販売のため、インターネット上の自社の販売サイトに美術品の画像を掲載したいと考えている。さらに、多くの人に作品を知ってもらうため、販売サイトに掲載する美術品の画像は、個人の携帯電話の待受画面としてもダウンロードできるようにしよう。Y社による行為は、著作権法上、問題はないだろう。

【第28回1級（コンテンツ専門業務）実技試験】

Part II

北関東エリアに放送域を持つテレビ放送局X社は、開局50周年の大型特番として、小説家丙野太郎が執筆したベストセラー小説「東京弁護士物語」のドラマ化を企画した。その担当プロデューサーに指名されたX社の丁は、製作会社のY社に製作を発注することを決定し、最終的に次のような契約書が取り交わされたところである。本契約に関して、X社のプロデューサー丁がX社の法務部の部員己に相談に来ている。問3～問5に答えなさい。

テレビ放送用番組製作委託契約書

株式会社X社（以下「甲」という。）と、株式会社Y社（以下「乙」という。）とは、甲の乙に対するテレビ放送用番組の製作の委託に関連し、以下のとおり合意し、契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（製作）

甲は乙に対し、以下に定める製作要項（以下「本製作要項」という。）記載のテレビ放送番組（以下「本件番組」という。）の製作を委託し、乙はこれを受託する。

<製作要項>

番組	題名	東京弁護士物語
	ジャンル	ドラマ
	番組尺	約120分
	素材（納入物件）	HDカムテープ
	放送予定日	20●●年●月●日 19:00～20:54
スタッフ	プロデューサー	丁（X社）
	ディレクター	（略）
原作	小説「東京弁護士物語」 著：丙野太郎	
脚本	戌本次郎	
キャスト	知財三郎（以下略）	
製作本数	1本	
テレビ放送権	放送可能地域	北関東エリア
	放送可能期間	初回放送日から起算して満3年間
	放送可能回数	期間中3回まで
	放送波の種別	地上波放送
報酬等	金●●●●●円（消費税等別） ※但し、番組製作費及び宣伝用素材等製作費、並びに上記に定める範囲のテレビ放送権料を含むものとする。	

（次ページに続く）

## 【第28回1級（コンテンツ専門業務）実技試験】

### 第2条（製作業務）

1 乙は、本製作要項の記載事項のほか、甲乙間における協議の上、番組内容、キャストその他本件番組の構成要素等を定め、本件番組を製作する。なお、これらについては別途作成する仕様書に記載するものとする。

2 乙は、本件番組を製作するにあたり、以下の各号に掲げる事項を遵守する。

(1) (以下略)

### 第3条（納入）

1 乙は、本件番組を製作した上、本製作要項記載の素材にこれを収録し、甲に対して納入する（以下「本件納入物件」という。）。本件納入物件の納期及び納入場所については、別途作成する仕様書の記載によるものとする。

2 乙は、本件納入物件とあわせ、予め甲の指定する内容の宣伝用素材等を納入する。

3 納入に要する費用については、特別な費用が生じない限り、乙が負担する。

### 第4条（検収） (略)

### 第5条（報酬の支払）

1 甲は乙に対し、本条の定めに従って、本製作要項に定める報酬等を支払う。

2 報酬等の支払は2回に分けるものとし、その支払金額及び期日は以下に定めるとおりとする。

(1) 第1回目：本件番組の完成素材の納入日から起算して1カ月以内

金●●●●●●●●円（消費税等別）を支払う。

(2) 第2回目：初回放送日から起算して1カ月以内

金●●●●●●●●円（消費税等別）を支払う。

3 支払については、別途乙の指定する金融機関口座に振り込む方法によるものとし、振込手数料等については甲が負担する。

4 (以下略)

### 第6条（権利の帰属）

本件番組の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、乙に帰属する。

### 第7条（放送の独占的許諾）

乙は、本製作要項記載の範囲におけるテレビ放送（これを受信して同時に行われる有線放送、IPマルチキャスト放送を含む。）権につき、甲に独占的に許諾する。

### 第8条（再放送その他の二次利用）

1 本件番組の再放送その他の二次利用（これらの第三者への利用許諾を含む。以下の各号のとおり例示する。）については、予め当該利用の担当、内容、条件等必要な事項につき甲乙別途協議の上で進めるものとする。

(1) ビデオグラム化

(2) インターネット配信

(3) 地上波以外の放送

(4) 有線放送

(5) 商品化

(次ページに続く)

【第28回1級（コンテンツ専門業務）実技試験】

2 （以下略）

第9条（続編等の製作） （略）

第10条（使用楽曲の権利処理） （略）

第11条（楽曲以外の権利処理等）

1 乙は、第7条の定めに従って甲が本件番組を利用することができるよう、①本件番組に使用される楽曲以外の各種著作物の著作権（著作者人格権を含む。）、実演家、レコード製作者等の著作隣接権（実演家人格権を含む。）に対する権利処理等、②本件番組関係者に対する必要に応じた契約手続及び支払処理を、乙の負担と責任において行うものとする。また、乙は、本件番組の製作にあたって必要となる其他官公庁、企業、団体、個人等の許可、承諾等を、乙の責任と負担において得るものとする。

2 甲又は乙が、第8条第1項に基づき本件番組の再放送その他の二次利用を行う場合、当該利用に際して必要となる楽曲以外の権利処理等については、原則として乙が行うものとする。但し、その負担については甲乙別途協議した内容に従うものとする。

3 （以下略）

第12条（緊急対応） （略）

第13条（素材保管及び返却等） （略）

第14条（有効期間） （略）

第15条（解除及び損害賠償等）

1 甲又は乙は、相手方が本契約上の義務を履行しない場合において、相手方に対し、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の解除をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、相手方に以下の各号に定める事由があった場合、相手方に催告することなく、本契約を解除することができる。

(1) 第5条第2項に定める報酬等の支払期日を徒過したとき

(2) 手形、小切手取引において不渡処分その他の支払停止処分を受けたとき

(3) 特別清算、民事再生、会社更生、破産手続開始決定等の申立てを受けたとき

(4) 仮差押え、強制執行、担保権実行その他これらの同視すべき事由が発生したとき

(5) （以下略）

3 前2項の定めに基づく解除は、解除する当事者からの損害賠償の請求を妨げない。

4 （以下略）

第16条（機密保持） （略）

第17条（反社会的勢力又は組織の排除） （略）

第18条（専属的合意管轄） （略）

第19条（定めのない事項） （略）

（以上19条）

（以下略）

【第28回1級（コンテンツ専門業務）実技試験】

問3

丁と己の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 丁 「本契約書に印紙の貼付は必要ですか。」  
己 「本契約は、X社からの発注に基づき、Y社に一から本件番組を製作してもらい、出来上がった完成物の納品を受けるタイプの契約であるため、本契約書は、印紙税法上は、請負に関する契約書に含まれます。従って、本契約書は印紙税法上の課税文書に該当し、原則として印紙の貼付が必要です。」
- （2） 丁 「本件番組のロケシーンで、あるお寺の敷地内で撮影したシーンがあるのですが、お寺のホームページには、『敷地内での撮影には必ず許可を取ること』と明記され、敷地内にも『無許可撮影禁止』とする看板があったにもかかわらず、Y社が、許可を取っていなかったことが分かりました。本件番組を放送する上で問題になり得るでしょうか。」  
己 「許可が必要であると認識しながら無断で敷地内に立ち入り撮影しているため、Y社の行為はお寺の施設管理権を侵害するものとして、違法と評価される可能性があります。つまり、今の時点では、このロケシーンはお寺の許諾が得られていない映像ということになりますから、放送することによってお寺に対する著作権侵害が成立します。」
- （3） 丁 「本件番組の中で、とある平面的な絵画をそのまま正面から撮影した写真を映すシーンがあるのですが、その写真を撮影した写真家に許諾を取る必要があるかどうか、Y社から相談を受けました。どのように説明すればよいでしょうか。」  
己 「その写真の撮影者には当該写真について当然著作権が発生しますので、必ず権利処理をするように説明しておいてください。」

【第28回1級（コンテンツ専門業務）実技試験】

問4

丁と己の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 丁 「本件番組の原作の中には、重要なアイテムとして『睡蓮の絵』が登場します。ただ、原作の中ではその絵の細かな描写がなかったので、私と美術プロデューサーがイメージを話し合った上、最終的にプロの美術作家にオリジナルの絵を描いてもらいました。この絵にドラマのタイトルを付して、絵葉書風のグッズとして販売することを企画しているのですが、グッズ化にあたって原作者の丙野太郎の許諾は必要でしょうか。」
- 己 「原作に登場する文章上の『睡蓮の絵』を、実際に本物の絵として具体化したのは美術作家ですから、その絵自体は当然美術作家のオリジナル作品になります。従って、これをグッズ化しても原著作物の二次的著作物としての利用には該当せず、よって、丙野太郎の許諾も必要ありません。」
- （2） 丁 「このドラマの評判がよければ、X社で本件番組をビデオグラム化して販売したいと考えています。ただ、Y社からは主演の知財三郎さんの出演料がとて高くついたと聞いているので、ビデオグラム化のための追加の権利処理で、処理費用がどれくらいになるのか心配です。」
- 己 「もともとの出演料が高いと、それに応じてビデオグラム化の際に生じる実演家の録音録画権に関する処理費用も上がる傾向にあります。今回も、最初にY社が実演家と特別な約束でもしていない限り、追加の権利処理は必要ですし、その処理費用についても慎重に交渉を進める必要があると思います。」
- （3） 丁 「会社内の決済手続に手間取ってしまい、Y社への2回目の支払が1カ月ほど遅れてしまう可能性が出てきましたが、本契約が解除されるようなことはないでしょうか。」
- 己 「Y社がX社に相当期間を定めて支払の催告をし、当該期間にX社が支払をしなかった場合でなければ、本契約が解除されることはありません。」

【第28回1級（コンテンツ専門業務）実技試験】

問5

丁と己の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 丁 「Z社が本件番組を衛星放送したいと考え、Y社にアプローチをかけてきたそうです。この間ようやく本契約に基づく初回放送が終わったばかりで、X社としては、まだ本件番組がX社以外から放送されるのは避けたいと思っています。この点については、契約上どうなっていますか。」
- 己 「本契約上、X社は本件番組の初回放送日から起算して満3年間、独占的な放送権の許諾を受けています。従って、今の段階でY社がZ社に対して衛星放送の許諾をすることは、本契約第7条の独占性に反し許されません。」
- （2） 丁 「初回放送終了後、本件番組の中で使用された外部映像の一部に、必要な著作権処理ができていなかったものが発見されました。仮にX社が当該外部映像の著作権者から著作権侵害に基づく損害賠償請求を受けた場合、本契約第11条第1項でY社に著作権を処理する責任があるとされていても、その支払に応じなければならないのでしょうか。」
- 己 「契約上Y社が著作権処理の責任を負うことは確かですが、当該外部映像の著作権者に対して本契約の効力を主張することはできません。従って、損害賠償金の支払義務を負います。ただ、X社としては、著作権者に支払った損害賠償金相当額をY社に対して請求することができます。」
- （3） 丁 「Y社が破産し、X社の対応が遅れている間に、本件番組の著作権の全部がW社に譲渡されたという連絡を受けました。まだ本契約によって許諾されたX社の放送権の期間や回数は残っているのですが、この権利はどうなるのでしょうか。」
- 己 「ちょうど抵当権のついた土地の譲渡と同じように、X社に放送権の許諾があるという状態のまま著作権が移転しますので、X社が本契約に基づいて条件通り放送する限り、譲渡先であるW社に対する著作権侵害が生じることはありません。」

【第28回1級(コンテンツ専門業務)実技試験】

【1級実技(筆記試験)】

番号 正解

Part I

- 問1 (1) 内在する課題(問題点)が「ない」  
(2) 内在する課題(問題点)が「ある」  
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」
- 問2 (1) 内在する課題(問題点)が「ある」  
(2) 内在する課題(問題点)が「ない」  
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」

Part II

- 問3 (1) 内在する課題(問題点)が「ない」  
(2) 内在する課題(問題点)が「ある」  
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」
- 問4 (1) 内在する課題(問題点)が「ある」  
(2) 内在する課題(問題点)が「ある」  
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」
- 問5 (1) 内在する課題(問題点)が「ある」  
(2) 内在する課題(問題点)が「ない」  
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」